

## 平成30年9月定例会

# 議案説明資料 予算に関する説明書 (平成30年度9月補正予算等関係)

### 生活環境部

#### トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

# 平成30年9月定例会議案説明資料目次

生活環境部

## 【予算関係】 (一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第2号	平成30年度鳥取県一般会計補正予算(第4号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 住まいまちづくり課	1 2
	2 歳入歳出事項別明細書		3
	3 節の明細		6

## 【予算関係以外】 (議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第8号	鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例について	住まいまちづくり課	7

## (報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第1号	議会の委任による専決処分の報告について	住まいまちづくり課	9
	(4) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について (平成30年8月27日専決)		

# 議案説明資料総括表

生活環境部 (単位: 千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
住まいまちづくり課	2,628,996	10,000	2,638,996				10,000	
合計	8,080,124	10,000	8,090,124	0	0	0	10,000	
(一般会計)								
住まいまちづくり課 (新) ブロック塀耐震対策(撤去・改修)事業に係る補正								

平成30年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

住まいまちづくり課 (内線: 7697)

4目 建築指導費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) ブロック塀耐震対策 (撤去・改修) 事業	0	10,000	10,000				10,000	
トータルコスト	0	10,000	10,000	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	制度設計、周知説明、申請書の審査・補助金事務、国との調整				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震におけるブロック塀の倒壊による死亡事故を踏まえ、危険と判断される民間所有のブロック塀の撤去等にかかる補助制度を創設する。

事故を受けて行った県内の緊急調査では多くの危険なブロック塀が確認されており、ブロック塀の倒壊は人命に関わる重大事故を招き、避難、消火、救命活動の支障となることから今回の地震の教訓を生かし、危険なブロック塀の撤去等を促進する。

2 主な事業内容

(1) 補助対象者

民間ブロック塀の所有者(市町村への間接補助)

(2) 補助対象物

不特定の者が通行する道路に面し、危険と判断される民間所有のブロック塀等

(3) 補助対象経費

危険と判断されるブロック塀の撤去及びフェンス等への改修に係る費用の一部

(4) 補助内容

○ブロック塀の撤去(不特定の者が通行する道路に面したものに限り)

補助率: 2/3 (国1/3、県1/6、市町村1/6)

補助上限単価: 9,000円/m

補助限度額: 150千円

○フェンス・生垣への改修(撤去したブロック塀の範囲に新設するものに限り)

補助率: 1/3 (国1/6、県1/12、市町村1/12)

補助上限単価: 25,000円/m

補助限度額: 100千円

(5) 予算額

見込件数: 200件(市町村の実施見込件数)

平均補助額: 1件あたり200千円(撤去のみと撤去・改修の件数割合を1:1と想定)

県負担額: 10,000千円(200千円×200件×1/4(県負担分)=10,000千円)

<注: 補助要件>

・幅員4m未満の道路(建築基準法第42条第2項)の中心線から2m以内にあるブロック塀は、道路とみなす範囲内にあるため当該道路面と同じ高さまで撤去すること。併せて、フェンス・生垣に改修する場合は道路とみなす範囲内への新設は認めない。

・撤去したブロック塀の範囲に新設するフェンス・生垣の基礎をブロック造とする場合、基礎ブロックの高さは60cm(ブロック3段分)以下とする。

3 これまでの取組状況、改善点

・震災に強いまちづくり促進事業において、住宅・建築物の耐震化と併せて行うブロック塀の改修等についてはこれまでも補助対象としている。

・今回の大阪府での死亡事故を受け、住宅・建築物の耐震化を行わない場合でも単独でブロック塀の撤去、フェンス・生垣への改修について支援が可能となるように支援制度を創設する。

平成30年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	8款 土木費									
	款項目			うち生活環境部						
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	1項 土木管理費			
							補正前	補正額	補正後	
1 報酬	307,063		307,063	41,620		41,620	220		220	
2 給料	2,035,432		2,035,432	241,038		241,038	19,130		19,130	
3 職員手当等	1,026,671		1,026,671	121,406		121,406	9,635		9,635	
4 共済費	769,602		769,602	90,166		90,166	6,790		6,790	
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 貸金	493		493	493		493				
8 報償費	8,074		8,074	479		479	36		36	
9 旅費	41,485		41,485	5,525		5,525	649		649	
費用弁償	2,754		2,754	688		688	255		255	
普通旅費	36,499		36,499	4,226		4,226	64		64	
特別旅費	2,232		2,232	611		611	330		330	
10 交際費	100		100							
11 需用費	581,938		581,938	57,576		57,576	1,456		1,456	
12 役務費	160,440		160,440	12,215		12,215	75		75	
13 委託料	8,017,478	4,000	8,021,478	943,781		943,781	4,951		4,951	
14 使用料及び賃借料	231,944		231,944	16,846		16,846	1,417		1,417	
15 工事請負費	23,433,581	35,000	23,468,581	1,221,159		1,221,159				
16 原材料費	10,261		10,261							
17 公有財産購入費	686,214		686,214							
18 備品購入費	400,309	20,736	421,045	22,675		22,675	32		32	
19 負担金、補助及び交付金	9,922,767	10,000	9,932,767	1,076,355	10,000	1,086,355	127,839	10,000	137,839	
20 扶助費										
21 貸付金	3,183		3,183	3,183		3,183				
22 補償、補填及び賠償金	1,586,460		1,586,460	7,152		7,152				
23 償還金、利子及び割引料	4,000		4,000							
24 投資及び出資金										
25 積立金	162,835		162,835	162,835		162,835				
26 寄附金										
27 公課費	8,082		8,082							
28 繰出金	10,921		10,921	10,921		10,921				
予備費										
計	49,409,333	69,736	49,479,069	4,035,425	10,000	4,045,425	172,230	10,000	182,230	
財	国庫支出金	14,730,250		14,730,250	610,961		610,961	4,279		4,279
源	地方債	19,606,000	60,000	19,666,000	587,000		587,000			
内	その他	1,950,915		1,950,915	1,073,063		1,073,063	4,610		4,610
訳	一般財源	13,122,168	9,736	13,131,904	1,764,401	10,000	1,774,401	163,341	10,000	173,341

平成30年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	8款 土木費		
		うち生活環境部		
		1項 土木管理費		
		4目 建築指導費		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	220		220
2	給料			
3	職員手当等			
4	共済費			
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	貸金			
8	報償費	36		36
9	旅費	649		649
	費用弁償	255		255
	普通旅費	64		64
	特別旅費	330		330
10	交際費			
11	需用費	1,456		1,456
12	役務費	75		75
13	委託料	4,951		4,951
14	使用料及び賃借料	1,417		1,417
15	工事請負費			
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	32		32
19	負担金、補助及び交付金	127,839	10,000	137,839
20	扶助費			
21	貸付金			
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金			
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
	計	136,675	10,000	146,675
財源	国庫支出金	4,279		4,279
	地方債			
	その他	4,610		4,610
	一般財源	127,786	10,000	137,786

平成30年度9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	生活環境部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	135,259		135,259
2	給料	994,760		994,760
3	職員手当等	507,423		507,423
4	共済費	372,027		372,027
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	貸金	836		836
8	報償費	15,644		15,644
9	旅費	44,997		44,997
	費用弁償	5,371		5,371
	普通旅費	29,744		29,744
	特別旅費	9,882		9,882
10	交際費	100		100
11	需用費	185,246		185,246
12	役務費	49,425		49,425
13	委託料	1,685,737		1,685,737
14	使用料及び賃借料	72,610		72,610
15	工事請負費	1,616,037		1,616,037
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	140,107		140,107
19	負担金、補助及び交付金	2,034,787	10,000	2,044,787
20	扶助費			
21	貸付金	17,724		17,724
22	補償、補填及び賠償金	7,152		7,152
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金	171,156		171,156
26	寄附金	18,176		18,176
27	公課費			
28	繰出金	10,921		10,921
	予備費			
	計	8,080,124	10,000	8,090,124
財 源 内 訳	国庫支出金	1,693,963		1,693,963
	地方債	800,000		800,000
	その他	1,339,238		1,339,238
	一般財源	4,246,923	10,000	4,256,923

# 節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
8款 土木費	
1項 土木管理費	
4目 建築指導費	
負担金、補助及び交付金	
・鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金	10,000



条  
例  
名  
等  
  
提  
出  
理  
由  
及  
び  
概  
要

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例について

1 提出理由  
建築基準法の一部が改正され、建築物の敷地に係る接道規制の特例が新たに設けられたことに伴い、所要の改正を行う。

2 概 要  
(1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。

事務の区分	単位	金額
敷地が避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合する幅員4メートル以上の道（道路に該当するものを除く。）に2メートル以上接する敷地を有する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものの認定	1件につき	27,000円

(2) その他所要の規定の整備を行う。  
(3) 施行期日は、公布の日とする。

【参 考】法改正の内容等

1. 現行制度（改正前）

【原則】建築物の敷地は、建築基準法に規定する道路に2m以上接しなければならない。  
（敷地の接道規制）

【特例】敷地の周囲に広い空地を有する等の要件を満たす建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て、特定行政庁が許可したものについては、敷地の接道規制を適用しない。

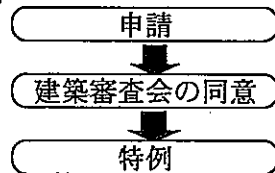
（この場合は、特定行政庁へ許可申請と建築審査会の同意が必要）

2. 改正後の内容

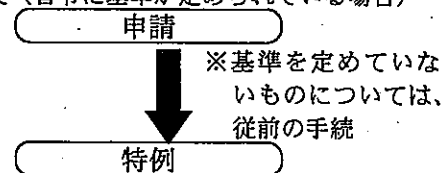
【特例】避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める道の基準<sup>①</sup>に適合する幅員4m以上の道（道路に該当するものを除く）に2m以上接している建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める建築物の基準<sup>②</sup>に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについても、敷地の接道規制を適用しない。

（この場合は、特定行政庁へ認定申請は必要であるが、建築審査会の同意は不要）

○改正前



○改正後（省令に基準が定められている場合）



<国土交通省令で定める基準案（9月末施行予定）>

①避難及び通行の安全上必要な道の基準

農道や通路等で、管理者の使用同意が得られていること、一定の舗装がなされていること。

②利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関する建築物の基準

延べ面積200㎡以下の一戸建て住宅

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第3（第13条関係）		別表第3（第13条関係）	
事務	金額	事務	金額
略		略	
8 法第43条第2項第1号の規定に基づく認定	1件につき 27,000円	8 法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可	1件につき 33,000円
8の2 法第43条第2項第2号の規定に基づく許可	1件につき 33,000円		
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分<sup>1</sup>の報告について                  (4) 鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について                  (平成30年8月27日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由                  県営住宅の入居者及びその連帯保証人に対する県営住宅の明渡し等の請求に係る訴訟の提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき平成30年8月27日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要                  (1) 相手方                      県営住宅入居者 1名                      連帯保証人 1名</p> <p>(2) 請求の趣旨                  県営住宅入居者に対し、県営住宅の明渡しを求めるとともに、当該入居者及びその保証人に対し、当該県営住宅に係る未納の家賃、駐車場使用料及び損害賠償金の支払並びに訴訟費用の負担を求める。併せて、当該県営住宅の明渡し並びに未納の家賃、駐車場使用料及び損害賠償金の支払について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 訴訟の方針                  第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。</p>

